

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成27年8月27日(2015.8.27)

【公表番号】特表2014-531494(P2014-531494A)

【公表日】平成26年11月27日(2014.11.27)

【年通号数】公開・登録公報2014-065

【出願番号】特願2014-531170(P2014-531170)

【国際特許分類】

C 08 L	7/00	(2006.01)
C 08 L	9/06	(2006.01)
C 08 L	15/00	(2006.01)
C 08 K	3/00	(2006.01)
B 60 C	1/00	(2006.01)

【F I】

C 08 L	7/00	
C 08 L	9/06	
C 08 L	15/00	
C 08 K	3/00	
B 60 C	1/00	A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年7月9日(2015.7.9)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エラストマー100質量部に対して(phr)、50～80質量部の少なくとも1種のイソブレンエラストマーと、20～50phrの少なくとも1種の低スチレン含有スズ官能化ブタジエン/スチレン共重合体と、少なくとも1種の充填剤と、架橋系とを基にする組成物であって、イソブレンエラストマーと低スチレン含有スズ官能化ブタジエン/スチレン共重合体との全含有量が85～100phrの範囲内である組成物を含有する、オフロード用タイヤのトレッド。

【請求項2】

前記低スチレン含有スズ官能化ブタジエン/スチレン共重合体が、5%から20%未満のスチレン含有量を有する、請求項1記載のトレッド。

【請求項3】

前記低スチレン含有スズ官能化ブタジエン/スチレン共重合体が、10～19%のスチレン含有量を有する、請求項1又は2記載のトレッド。

【請求項4】

イソブレンエラストマーと低スチレン含有スズ官能化ブタジエン/スチレン共重合体との前記全含有量が、90～100phr、好ましくは95～100phrである、請求項1～3のいずれか1項記載のトレッド。

【請求項5】

イソブレンエラストマーの前記含有量が50～70phrである、請求項1～4のいずれか1項記載のトレッド。

【請求項6】

低スチレン含有スズ官能化ブタジエン／スチレン共重合体の前記含有量が30～50phrの範囲内である、請求項1～5のいずれか1項記載のトレッド。

【請求項7】

補強充填剤の前記含有量が30～90phr、好ましくは30～80phrの範囲である、請求項1～6のいずれか1項記載のトレッド。

【請求項8】

更に非補強充填剤を含有する、請求項1～7のいずれか1項記載のトレッド。

【請求項9】

前記非補強充填剤が非結合シリカである、請求項8記載のトレッド。

【請求項10】

非補強充填剤の前記含有量が2～35phr、好ましくは3～25phrの範囲内である、請求項8又は9記載のトレッド。

【請求項11】

請求項1～10のいずれか1項記載のトレッドを有するオフロード用タイヤであって、土木工事用タイヤであることを特徴とする、前記タイヤ。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0002

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0002】

また、タイヤのトレッド組成物の剛性は、更に微細な補強充填剤を使用したり、補強充填剤の含有量を増やすことで向上する可能性がある。残念ながら、このような解決策は、とりわけ非常に大型のオフロード用タイヤの場合はヒステリシスが増大し、前記課題の解決ができなくなる。

こうした研究調査の末、出願人は、オフロード用タイヤのトレッドにある特定の組成物を用いることにより、前記課題が解決され、ヒステリシスに悪影響を与えることなく耐摩耗性を改善できることを見出した。

そこで、本発明は、エラストマー100質量部に対して(phr)、50～80質量部の少なくとも1種のイソブレンエラストマーと、20～50phrの少なくとも1種の低スチレン含有スズ官能化ブタジエン／スチレン共重合体と、少なくとも1種の充填剤と、架橋系とを基にする組成物を含む、オフロード用タイヤのトレッド組成物であって、イソブレンエラストマーと低スチレン含有スズ官能化ブタジエン／スチレン共重合体との全含有量が85～100phrの範囲内である、トレッド組成物に関する。

本発明は、前記低スチレン含有スズ官能化ブタジエン／スチレン共重合体が、好ましくは5%から20%未満、より好ましくは10～19%のスチレン含有量を有する前記トレッドに関する。

更に、本発明は、イソブレンエラストマーと低スチレン含有スズ官能化ブタジエン／スチレン共重合体との全含有量が、好ましくは90～100phr、より好ましくは95～100phr、更に好ましくは100phrである、前記トレッドに関する。

本発明は、イソブレンエラストマーの含有量が好ましくは50～70phrである、前記トレッドに関する。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0004

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0004】

より好ましくは、本発明は、前記非補強充填剤が非結合シリカである前記トレッドに関する。

好ましくは、本発明は、非補強充填剤の量が2～35phr、好ましくは3～25phrの範囲内である、前記トレッドに関する。

また、本発明は、前述のトレッドを有するオフロード用タイヤであって、好ましくは土木工事用タイヤに関する。

I. 本発明の説明

そこで本発明のサブジェクトマターは、エラストマー100質量部に対して(phr)、50～80質量部の少なくとも1種のイソプレンエラストマー（即ち、1種又はそれ以上であって、組成物が数種のイソプレンエラストマーを含む場合は、その全含有量が含有量とされる）と、20～50phrの少なくとも1種の低スチレン含有スズ官能化ブタジエン／スチレン共重合体（即ち、1種又はそれ以上の共重合体であって、組成物が数種の該共重合体を含む場合は、その全含有量が含有量とされる）と、少なくとも1種の充填剤（即ち、1種又はそれ以上）と、架橋系とを基にする組成物であって、イソプレンエラストマーと低スチレン含有スズ官能化ブタジエン／スチレン共重合体との全含有量が85～100phrの範囲内である組成物を含むオフロード用タイヤのトレッドである。